

中国の大手企業の社会的責任行動に関する実証分析

——国有企業と民間企業の比較について——

程 天 敏

中国の環境問題や食品安全問題が多発する企業不祥事など、中国の企業の社会的責任（CSR）行動のあり方に関心が高まっている。本研究は、中国の国有企業100社と民間企業200社を調査対象に、以下のように明確にされている。CSR報告書の発行状況に関しては、国有企業100社のうち、92社（約9割）が確認されたのに対し、民間企業は200社のうち、79社（約4割）しか確認されなかった。民間企業におけるCSR報告書を発行する割合が比較的少ないことが確かめられた。次に、国有企業48社と民間企業22社のグローバル・レポートング・イニシアティブ（GRI）ガイドラインに基づいた実証分析では、環境側面の合計30項目において国有企業が56%、民間企業46%となり、ガバナンス、経済的側面、社会的側面に比較すると最も低い平均達成率となった。本研究は中国企業におけるCSR行動への取組の方向性を把握することや、今後のCSR行動への取組を効果的に実施するための情報提供をすることを目的とする。

1. はじめに

近年、中国における環境問題、食品安全問題、労働者ストライキが多発する企業不祥事など、中国もかつて先進国が直面した問題を経験している。近年の砂漠化による周辺国への黄砂飛散など、企業の経済活動で発生した環境問題といった国境を超えた社会問題が大きな課題となりつつある。とりわけ、2013年から北京で発生した微小粒子状物質「PM2.5」といった大気汚染をはじめ、国内外に大きな不安をもたらしている。グローバル経済下において、中国企業の動向が国内外に注目され、国内を含む世界規模の直接・間接的な利害関係者（Stakeholder、ステークホルダー）の要求増加により企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility、CSR）が増大している中、国内におけるCSR行動に留まらない自主的かつ積極的な取組が求められている。この問題意識の元、中国企業のCSR行動に着目している。

CSRの先行研究は、いくつかの視点から行われている。第1に、French（1979）の「企業は道徳的主体として見なされるべき存在である、企業は発展戦略を有し、このことは企業

が道徳の担い手として道徳的主体を付与する」という道徳学的アプローチである。第2に、Frederick (1986) の「企業の社会的即応性, 企業倫理, 企業の社会的道義」の一連の動向を発展的過程とする倫理的アプローチが挙げられる。第3に、Carroll (1999) の「経済的責任, 法的責任, 倫理的責任, 社会貢献的責任」の4つにグループ分けした経営学的アプローチが挙げられる。第4に、田中・長谷川 (2007) の企業とステークホルダーのコミュニケーションに関する CSR 活動の評価における経済学的アプローチが挙げられる。第5に、谷本 (2012) の政策課題の策定, ガイドラインの作成, 個別企業の利害調整への参画の3つの典型的なパターンによるマルチ・ステークホルダー・プロセスの形成というステークホルダー論的アプローチなど, 様々なアプローチが行われている。上記のように CSR 研究には倫理的アプローチ, 経営学的アプローチ, 経済学的アプローチなどがあるが, CSR 報告書を用いた実証研究が挙げられる¹⁾。CSR 報告書は企業が社会的責任に関する理念, 内容, 指標などの情報を評価することであり, と同時に, 企業とステークホルダーとのコミュニケーションを取る重要なツールでもある²⁾。そこで, 本研究では, 近年の CSR 報告書に基づいた実証研究を概観しながら, 中国の国有企業100社と民間企業200社を調査対象に, 調査された CSR 報告書を用いて, 中国の大手企業の CSR 行動の情報開示の進捗状況を分析する。また, 調査された CSR 報告書では, グローバル・レポーティング・イニシアティブ (Global Reporting Initiative, GRI) ガイドラインを参照して³⁾, 自らの CSR 行動のパフォーマンスを報告するものが多数見られる。本研究は, 中国企業の CSR 行動がどこまで実施されているのかを CSR 報告書に記載している GRI ガイドライン対照表の指標分析に基づき, 中国企業がどのような傾向にあったかについて俯瞰するとともに, 田中・長谷川 (2007) の研究モデルを使用して⁴⁾, CSR 行動におけるガバナンス, 経済的側面, 環境側面,

1) 企業の社会的責任情報に関する報告書の呼び方には, 研究者や研究機関により名称が違い, CSR 報告 (上妻, 2012), CSR レポート (CSR コミュニケート社, 2011), 持続可能性発展報告書 (酒井ほか, 2012), サステナビリティレポート (KPMG あずさサステナビリティ社, 2012) と称する。本研究は報告書の名称を CSR 報告書に統一する。

2) CSR 報告書がコミュニケーション・ツールとして言及する研究は, 田中・長谷川 (2007, 23ページ), 酒井ほか (2012, 243ページ), 上妻 (2012, 77ページ) がある。

3) GRI (Global Reporting Initiative) はオランダに本部を置く NGO で, UNEP (国連環境計画) の公認協力機関である。GRI ガイドラインは1997年にアメリカの環境保護団体などからなる組織である「Coalition for Environmentally Responsible Economies (環境に責任を持つ経済のための連合)」(CERES) が考案し, 開発したものである。GRI ガイドラインとは, 企業がトリプルボトムライン (経済・環境・社会) の発展に向けた内部方針, CSR 計画や取組などを促進するため考案されたものである。GRI ガイドラインは CSR 情報の有益性や比較可能性などの点で財務報告書といった厳密性が求められるものと同様に, 企業の CSR 行動の経済・環境・社会に関する社会的責任の報告書を作成させるために作られた国際的なガイドラインの1つである。

社会的側面の取組に関して分析可能な指標を展開する。企業のCSR行動は企業が自主的な取組としての性質を持っているが、この分析を通じてCSR行動を外部から確認することが可能である。

本研究の問題意識やアプローチ法を述べてきたが、本研究の研究意義を次の3点に整理する。第1に、中国の大手企業のCSR報告書の作成と情報公開のあり方を明らかにする。本研究の実証調査のデータで、自社を同業他社と比較することにより、CSR行動の情報公開ならびにCSR報告書の作成のあり方を参考に、CSR行動の情報公開と取組に役立つと考えている。第2に、調査されたCSR報告書に明記された参照ガイドラインを集計し、企業によく参照されたガイドラインのランキングが明らかになれば、今後、企業がCSR報告書を発行する際に、本研究の実証データを参考にしてもらえればと考えている。また、CSR報告書に基づいた実証研究ではGRIガイドラインに関する定量調査が多数見られた。その中では、研究者や研究機関の経年調査により比較することが多いが、本研究は整理された実証研究と比較することにより、企業のCSR報告書の作成によく参照されたガイドラインの全体的な傾向を導出することができた。第3に、GRIガイドラインに基づいた実証分析では、企業のガバナンス、経済的側面、環境側面、社会的側面における4つの側面について具体的な取組を実証分析することにより、CSR行動の傾向を明らかにする。

本研究の構成は次のように示す。第2章は、CSR報告書に基づいた実証研究を整理したうえで、本研究と取り上げられた実証研究との相違点を述べている。第3章は、調査されたCSR報告書に関する調査結果が集計され、具体的な検証を行う。第4章は、調査された国有企業48社と民間企業22社のGRIガイドライン対照表に基づいた実証分析を展開する。分析結果により、調査された国有企業48社と民間企業22社のガバナンス、経済的側面、環境側面、社会的側面における特徴が明確になる。最終章では、本研究の実証結果を整理し、今後の課題としてまとめている。

2. CSR報告書に基づいた実証研究

企業のCSR行動の重要性が多く企業や研究者に認識されてきており、CSR行動を確認

4) 田中・長谷川(2007)は日本企業44社を対象に、GRIガイドラインに基づいた実証分析を展開している。これにより、客観的な指標を用いて企業のCSR行動を確認することができた。田中・長谷川(2007)の分析方法は中国企業のCSR行動の検証にも有効であると考えている。そのほか、坂本(2012, 476ページ)は、「持続可能性を実現するため活動を進めている企業においても、GRIガイドラインのような基準に従ってそのステークホルダーに情報を開示することで、企業とそのステークホルダーの間で情報の共有が進む」と述べ、GRIガイドラインを用いて企業の行動を評価して、その企業の持続可能性に資するようになる仕組みを明らかにする有効性を評価した。

するための CSR 報告書の研究が重要な研究テーマとなる。Shuili Du (Eds.) (2010) は、企業が CSR 行動を実施することにより、ステークホルダーとの関係がより効果的に強化されるためには、CSR 報告書のステークホルダーに関するコミュニケーションを活用することが有効であると述べている。Futerra Sustainability Communications (eds.) (2010) は、CSR 報告書の目的は企業の持続性を伝達することとともに、その企業の CSR 行動に関するパフォーマンスと実績のもとに報告することが求められていると記述している。酒井ほか (2012, 243ページ) は、「持続可能性発展報告書 (CSR 報告書と理解する) が企業と外部とのコミュニケーション・ツールとして多くの企業に重要視されるようになっている」と述べ、様々なステークホルダーが中国企業の CSR 報告書の発行を促すと同時に、CSR 情報公開の質に対する要求を増大させると強調している。上妻 (2012, 77ページ) は「CSR 報告書がなぜ必要なのか」の答えとして、「企業を取り巻く事業環境の長期的で不確実な変化にある」と述べ、「CSR 報告書が企業の持続性パフォーマンスを伝達するだけでなく、持続可能な社会への移行に伴って価値創造プロセスを説明する重要な情報へと変質してきたからである」と指摘している。越智 (2012) は、サステナビリティ課題の識別と重要性評価では、どのような課題を開示するかは、課題の重要性をどのように評価するかと関連し、企業による情報開示目的を確認することが求められることを指摘している。また、李紅玉 (2012) は、外部環境からの圧力や企業自身の発展にかかわらず、CSR 情報公開の必要性を有している。と同時に、企業が自主的に社会的責任行動を実施することは、社会の発展に寄与すると同時にステークホルダーのニーズを満たすことができると述べている。今後、中国企業においては取り組むステークホルダーを増大する可能性がある中、ステークホルダーによる企業への要求がますます増えており、企業は様々なステークホルダーを配慮した CSR 行動や情報公開を求められている。また、United Nations (2012) の2012年1月に国連が公表した「Global Sustainability Panel (地球の持続可能性に関するハイレベル・パネル)」と題した報告書では、「企業団体が政府および国際機関と協同して持続的開発報告の枠組みを開発し、時価総額1億米ドル以上の企業に公開を義務づけるよう検討する」ことを勧告している。研究者や関連機関が企業の CSR 情報公開の必要性に言及するのみならず、中国政府も企業の CSR 情報公開を強く要求している。2011年に中国国務院 (中央政府) が「2012年までに、全ての中央企業 (中央政府直轄企業) は社会的責任報告書を発行しなければならない」という政府の強い働きかけにより、2012年末までに全ての中央政府直轄企業 (100数十社あまり) が CSR 報告書を発行するようになった。それにより、CSR 行動の報告の意義やステークホルダーへの対応や説明責任が検証された。さらに政府、研究者から CSR 報告書による情報公開の必要性が指摘され、CSR 報告書に基づく実証研究が展開される。それらの実証研究では、日本、欧米、中国に関する研究は以下のように列挙される。

まず、日本企業を対象とした実証研究では、CSR コミュニケート社 (2011) が134社を対象に⁵⁾、主に報告書のタイトル、発行媒体、GRI ガイドライン、第三者コメントを調査した。そのほか、「トップメッセージ」、「CSR マネジメント」、「経済性報告」、「環境報告」、「社会性報告」、「ステークホルダーとのコミュニケーション」の項目に分け、報告書の中身を抜粋し、分析を行った。KPMG あずさサステナビリティ社 (2012) が225社を対象に、主に業種ごとの報告書の発行状況、GRI ガイドラインの参照、第三者コメントに関する内容の調査を行っている。また、CSR の主要なテーマである「温室効果ガス排出量」、「水資源」、「人権」に焦点を当てた研究調査が実施される。

グローバル企業250社および34カ国の3,400社企業、欧州大企業を対象とした実証研究では、KPMG 社 (2011) がグローバル企業250社および34カ国の3,400社企業を対象に、主に34カ国の主要各国や業種ごと、報告書の発行状況、参照ガイドラインや第三者コメントに関するCSR 報告書を調査した。その調査ではCSR 報告書のメリットや国際基準の利用を動機付ける要因が論じられた。CSR 報告書は企業の経済的価値を高める要素を(直接的なコスト削減)と「市場での高い評判」で評価する。また、European Commission (2013) における欧州10カ国の1,000人以上の欧州大企業を対象に、主にCSR 報告書の参照ガイドラインに関する調査分析では、国連グローバル・コンパクト、OECD 多国籍企業行動指針、ISO26000、ILO 条約・勧告、多国籍企業及び社会政策に関する原則 ILO 三者宣言、GRI ガイドラインが比較検討される。

中国企業を対象とした実証研究では、鐘宏武ほか (2011) が、中国企業が発行したCSR 報告書 (688冊) を対象に、中国国内の地域ごと、業界ごと、発行回数、ページ数、参照ガイドラインを中心に調査を行った。また、独自の評価システムによりCSR 行動の点数を算出し、得点によりランキングが付けられている。また、国務院国有資産監督管理委員会 (2012) は、「中国中央政府直轄企業」(全117社) のCSR 報告書を発行した76社の企業を対象に、主に報告書の公表タイミング、ページ数、参照ガイドラインが評価対象とされた。この調査は、報告書の公開度合いについて、「完成度」、「実質度」、「バランス度」、「比較可能性」、「読みやすさ度」、「イノベーション度」という6つの独自基準により報告書の完成度を検証した。他方、WTO 経済導刊 (中国の研究機関名) ほか (2012)、中国企業が発行する1001冊のCSR 報告書を対象に、主に、報告書のページ数、業種ごと、地域ごとの発行状況、参照ガイドラインなどの項目を調査したが、39社の企業に関して1社ごとにその企業の特徴のあるCSR 行動を1つずつ取り上げて分析を行った。

本研究は、上記のCSR 報告書に基づいた実証研究と比較して、2点の相違点を明らかに

5) 本研究における「社」を付け加えたものは研究機関あるいは調査会社のことを表す。

する。第1に、上記のKPMG社(2011)やCSRコミュニケート社(2011)などの実証研究では自らの経年変化の比較が多いが、他の先実証研究とは比較していない。本研究では、経年変化の比較ではなく、各実証研究でよく取り上げているGRIガイドラインの参照数を比較することにより、企業のCSR報告書におけるGRIガイドラインの参照状況の全体的な傾向を導出する。第2に、田中・長谷川(2007)のGRIガイドラインに基づいた分析方法を参考にしているが、同研究では日本の企業形態(国有、民間、外資)を区分せずに、日本企業を一体化して研究している。一方、本研究は、国有企業と民間企業という単独の形態に特化して、国有企業と民間企業を比較しながらCSR行動の全体的な傾向を明らかにする。

3. 中国企業のCSR報告書における機能分析

この章では、調査対象である国有企業100社と民間企業200社のCSR報告書に関する調査結果を以下のように示す。

3-1 中国企業と本研究の調査対象(国有企業100社・民間企業200社)とのCSR報告書の発行状況に関して

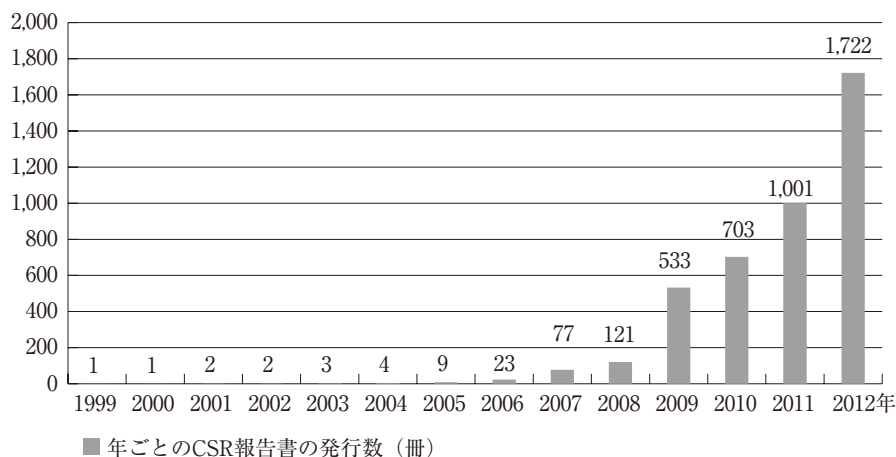
(1) 中国企業の報告書の発行数が2009年から著しく増加

本研究の調査対象である国有企業100社のCSR報告書の発行数を検証する前に、中国企業の全体のCSR報告書に関する発行数が示される⁶⁾。図3-1は2013年8月8日に「企業可持続発展報告資源中心(企業のサステナビリティレポート・リソース・センター)」に公表された中国の近年における企業のCSR報告書の年ごとの発行数を示している。この集計結果から、中国企業の報告書の発行数は、2006年から少しずつ増え、2009年から著しく増加した傾向がある。2006年から報告書の発行が徐々に浸透した背景として、2006年以降に、報告書の作成を促す政策や措置として、政府が打ち出したCSRに関する法律条例や、証券会社や関連業界団体が作成した関連のガイドラインは、中国企業がCSR報告書を発行する上で大きな役割を果たしたと言われている(高宝玉ほか、2012、7ページ)。

では、本研究の調査対象である国有企業100社と民間企業200社のCSR報告書の内容について検証する。

6) 本研究は、環境レポート、環境報告書、CSRレポート、CSR報告書、サステナビリティレポート、持続可能な発展報告書など報告書のタイトルを問わず、企業の社会的責任情報を開示する報告形態を総称してCSR報告書とし、以下「報告書」もしくは「CSR報告書」と呼称する。

図 3-1 中国企業の2002年～2013年の年ごとの CSR 報告書発行数



(出所) 2013年8月8日に「企業可持続発展報告資源中心、(<http://www.sustainabilityreport.cn/>)」に2013年第2四半期までの中国企業のCSR報告書の数を公表している。

(2) 調査された国有企業100社のうち約9割と民間企業200社のうち約4割の報告書を確認した

本研究の調査対象となった国有企業100社は、「中国企業連合会・中国企業家協会」が公表した「2012年中国企業トップ500」に基づき⁷⁾、売上高の上位100社の国有企業を選出した。200社の中国民間企業は「中国全国工商連」が公表した「2012中国民間企業トップ500」と⁸⁾、「中国企業連合会・中国企業家協会」が公表した「2012年中国企業トップ500」に基づき、売上高の上位200社の民間企業を選出した。

本研究におけるCSR報告書の情報については、2013年1月31日に、各企業のウェブサイト「企業可持続発展報告資源中心」⁹⁾、「企業社会責任中国網(企業の社会的責任中国ネット)」に基づいて¹⁰⁾収集し、企業の最新のCSR報告書として集計された。例えば、中国建設銀行株式有限会社が2006年～2011年版「社会的責任レポート」を公表しているが、「2011年社会的責任レポート」のみが集計された。このように、企業が複数回にわたってCSR報告書を刊行した場合、当該企業の最新版報告書の1冊のみを集計した。

では、国有企業100社と民間企業200社の発行したCSR報告書の数について検証する。国有企業100社のうち、92社の企業が報告書の発行を確認した。その中、シノベック社が

7) この内容は (<http://www.cec-ceda.org.cn/>) で確認することができる。

8) この内容は (<http://www.acfic.org.cn/zt/12/sgm/index.html>) で確認することができる。

9) 前掲のURLで確認することができる。

10) 「企業社会責任中国網」は (<http://www.csr-china.net/>) で確認することができる。

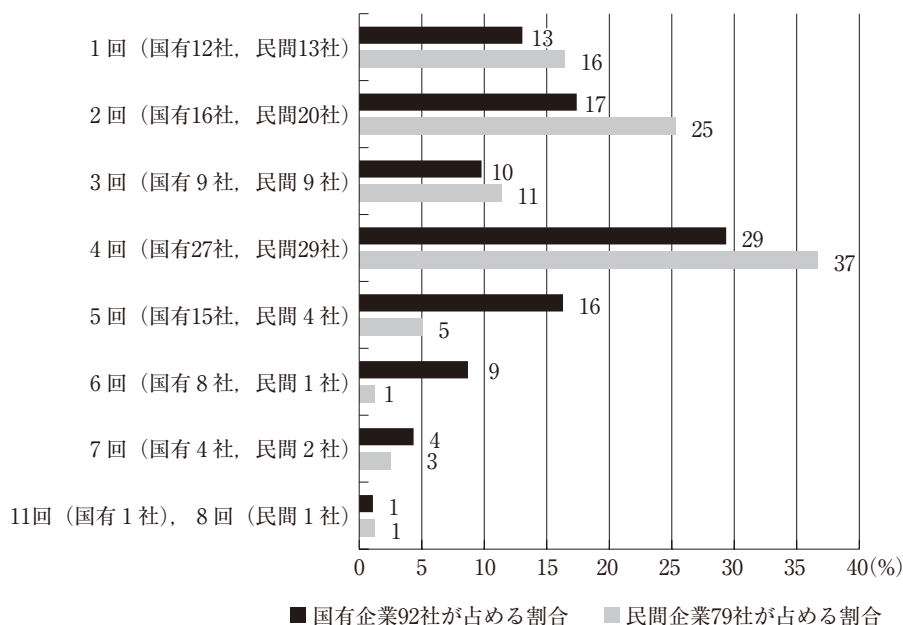
『2011サステナビリティレポート』以外に、『環境保護白書2012』を公表している。また、中国南方電網社が『2011社会的責任レポート』以外に、『グリーン発展レポート2011』を公表している。その他の90社では1社ごとに1冊の最新版報告書を集計している。このように、92社では合わせて94冊の最新版報告書を集計した。また、民間企業200社のうち、79社の企業の報告書を確認した。民間企業の79社の最新版報告書では、複数タイトルを同時に発行した企業は1社もなかった。

取り上げられた国有企業では、8社のCSR報告書が確認されず、全100社のうちのおよそ1割を占めた。また、民間企業では、121社のCSR報告書が確認されず、全200社のおよそ6割を占めた。前述にもあるように、CSR報告書はステークホルダーとのコミュニケーションにおいて重要なツールとして注目されているが、今後、CSR報告書の発行により、様々なステークホルダーとの円滑なコミュニケーションを図ることが望ましい。

(3) 4年連続に公表する企業が最も多い

CSR報告書は基本的に年1回作成して公表することが多いが、図3-2は国有企業92社と民間企業79社の、2013年1月30日までのCSR報告書の作成回数を示している。国有企業では4回公表した企業が27社となり、全92社のうち約3割を占めている。また、民間企業では

図3-2 国有企業92社と民間企業79社のCSR報告書の公表回数



(出所) 各企業の情報から筆者作成。

4回公表した企業が29社となり、全79社のうち約4割を占めている。取り上げられた国有企業と民間企業はいずれも4回公表している企業数の割合が最も高い。この4回にわたってCSR報告書を作成した企業はほとんど2009年、2010年、2011年、2012年と4年連続で公表している。この集計結果は図3-1の2009年から急激に報告書の公表を増加したことに合致している。これと類似した研究調査があつて、鐘宏武ほか(2011, 25ページ)では、2011年におけるデータ調査では、3回公表した企業の割合が最も高い結果を示した。即ち、鐘宏武ほか(2011)の調査結果では、2009年から中国企業のCSR報告書を公表した企業が最も多いとしている。

ちなみに、取り上げられた国有企業と民間企業では、CSR報告書を作成した回数が最も多い企業はペトロチャイナ社である。同社は2001年に初めて『健康安全環境レポート』を公表し、最新版報告書の『2011サステナビリティレポート』を公表し、11年連続報告書を発行している。

3-2 調査された国有企業100社と民間企業200社のCSR報告書の内容に関する分析

(1) 調査された国有企業約1割、民間企業約4割におけるCSR報告書の頁数が少ない

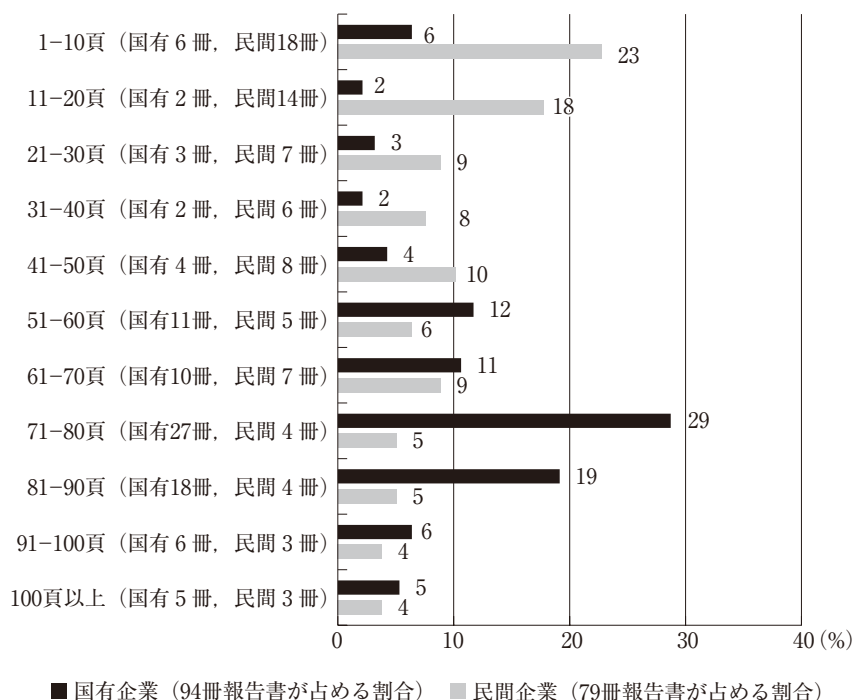
CSR報告書の頁数が多いからといって、その評価が高いとは限らないが、その評価の参考として、図3-3は国有企業94冊と民間企業79冊のCSR報告書の頁数分布を示している。

この中、国有企業のCSR報告書では、1-10頁(6冊)と11-20頁(2冊)が全体94冊のそれぞれ6%と2%を占めている。94冊のうち、20頁以下のCSR報告書が約1割を占めている。また、民間企業の79冊はCSR報告書では、1-10頁(23%)と11-20頁(18%)を合わせて、20頁以下のCSR報告書は4割に上っている。この種のCSR報告書は情報公開の量が比較的少ない。今後、この頁数が比較的少ない報告書には、十分な質を確保することが要求される。

(2) 調査された国有企業約1割、民間企業約5割のCSR報告書におけるガイドラインが確認されなかった

図3-4は国有企業94冊と民間企業79冊のCSR報告書におけるガイドライン参照率を明記したものを示している。まず、番号①~⑧の中国国内のガイドラインの参照率を見ておく。国有企業では、49冊のものが国务院国家資産委員会『中央政府直轄企業の社会的責任履行に関する指導意見書』、48冊のものが中国社会科学院『中国企業の社会的責任レポートガイドライン』を参照している。この2つのガイドラインを参照した報告書がいずれも全94冊の報告書のうちの約半分を占めている。また、民間企業では、15冊のものが中国社会科学院『中国企業の社会的責任レポートガイドライン』を参照し、全79冊のうちの約2割がこのガイド

図3-3 国有企業94冊と民間企業79冊のCSR報告書の頁数分布

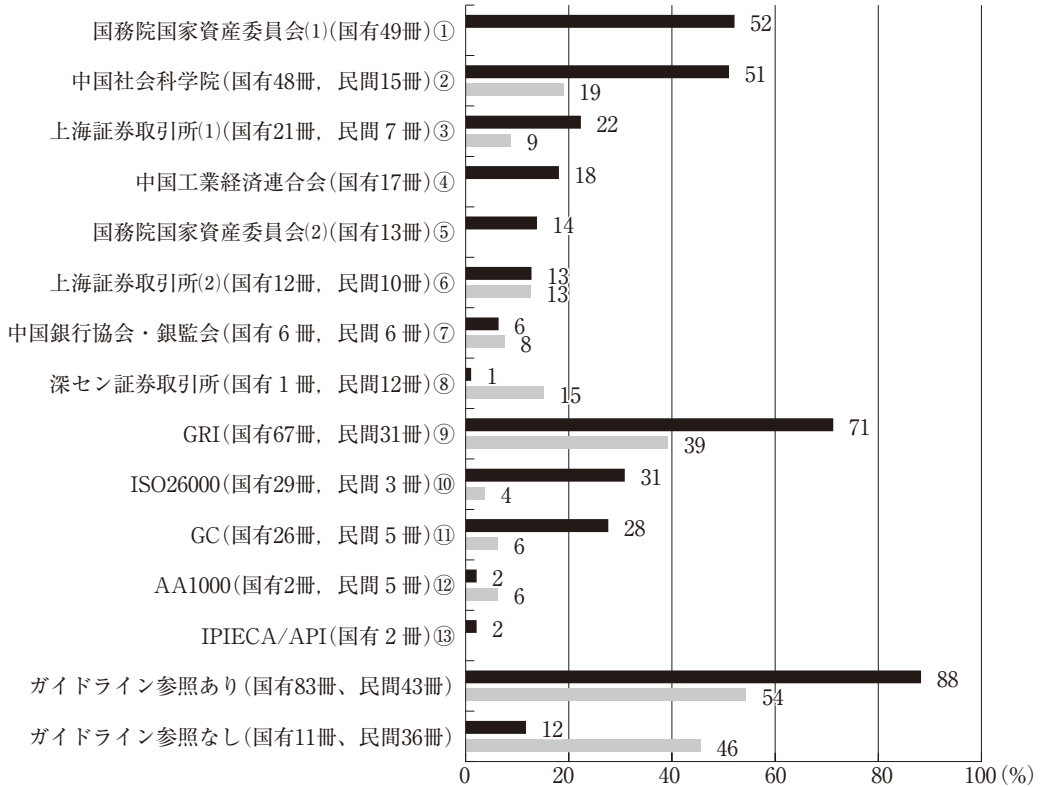


(出所) 各資料から筆者作成。

ラインを参照した。このように、調査された企業の報告書において参照された中国国内のガイドラインとしては、国有企業が国務院国家資産委員会『中央政府直轄企業の社会的責任履行に関する指導意見書』を最も参照している。そして、中国社会科学院『中国企業の社会的責任レポートガイドライン』が国有企業と民間企業を問わず、よく参照されたガイドラインの1つとなっている。では、番号⑨～⑬番の国際的なガイドラインの参照を見ておく。国有企業では、67冊のものがGRI（うち、GRI 3.0が45冊、GRI 3.1が22冊）を参照し、全94冊のうち約7割を占めている。民間企業では、GRIガイドラインの参照率が最も高く、全79冊のうち31冊（39%）である（内訳、GRI 3.1が19冊、GRI 3.0が12冊）。このように、調査された報告書では国有企業と民間企業を問わず、国際ガイドラインではGRIガイドラインが最も参照された結果となった。

CSR報告書の1冊あたりで複数のガイドラインを参照しているものがあるが、1つのガイドラインしか参照していないものもある。この中、報告書では国有企業が83冊（全94冊のうち88%）、民間企業が43冊（全79冊のうち54%）におけるガイドライン参照を確認した。一方、国有企業では、11冊の報告書におけるガイドライン参照が確認されなかった。民間企業では、36冊の報告書におけるガイドライン参照が確認されなかった。今後、この種の企業

図 3-4 国有企業94冊と民間企業79冊のガイドラインの参照率



■ 国有企業 (94冊報告書が占める割合) ■ 民間企業 (79冊報告書が占める割合)

(出所) 各資料から筆者作成。番号を振ったガイドライン名は以下の通りである。①「中央政府直轄企業の社会的責任履行に関する指導意見書」、②「中国企業の社会的責任レポートガイドライン (CASS-CSR)」、③「企業の社会的責任レポートの履行」、④「中国工業企業及び工業協会社会的責任ガイドライン」、⑤「中央政府直轄企業の十二五調和が取れた発展戦略実施綱要」、⑥「上場企業の環境情報公開ガイドライン」、⑦「中国銀行業金融機関の社会的責任ガイドライン」・「銀行業金融機関の社会的責任強化に関する意見書」、⑧「主要上場企業の社会的責任レポートガイドライン」、⑨ Global Reporting Initiative (略称 GRI)「グローバル・レポートリング・イニシアティブガイドライン」、⑩ 国際標準化機構 (International Organization for Standardization, 略称 ISO)「ISO26000社会的責任に関する手引き」、⑪ 国連グローバル・コンパクト (The United Nations Global Compact, 略称 GC)「国連グローバル・コンパクトの10原則」、⑫ 社会倫理アカウントビリティ研究所 (AccountAbility)「AA1000基本原則」、⑬ 国際石油産業環境保全協会 (International Petroleum Industry Environmental Conservation Association, 略称 IPIECA)・アメリカ石油協会 (American Petroleum Institute, 略称 API)「自発的持続可能性報告に関する石油およびガス産業ガイドライン」。中国国内のガイドライン名は筆者が翻訳したものである。

はガイドラインを参照して CSR 報告書を作成することが望ましい。その理由として、企業の経済活動における国際標準や国内標準、いわゆる「企業と社会との契約」が認識されつつあると指摘している (リン・ペインほか、山本訳、2006、126ページ)、多くのガイドラインは企業の CSR 活動を補完する役割を持っているからである。これらのガイドラインは法的

強制力を持たないが、企業がガイドラインを参照することにより、CSR活動の情報公開をより明確に伝えることができると考えられる。

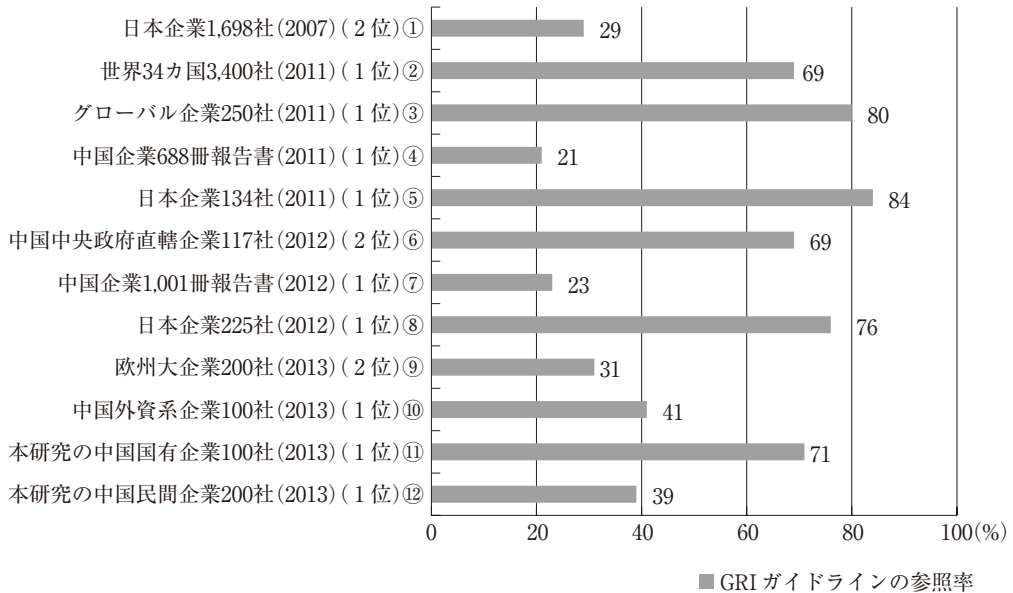
調査された国有企業と民間企業の報告書では、GRIガイドラインがいずれでも最も多く参照されたこととなった。では、CSR報告書に基づいた先行研究におけるGRIガイドラインの参照状況について検証しよう。

(3) 実証研究におけるGRIガイドラインの参照率の高さ

図3-5は実証研究におけるGRIガイドライン参照率を示している。図3-5の左軸の括弧(1位)のものについて説明する。GRIガイドラインの参照率が1位となるものとしては、②番と③番のKPMG社(2011)が34カ国の3,400社企業およびグローバル企業250社におけるCSR報告書を集計した結果、発行したCSR報告書にはそれぞれ69%と80%のものがGRIガイドラインを参照している。④番は鐘宏武ほか(2011)が2011年10月31日までに中国の企業の688冊のCSR報告書を収集した結果、21%のものがGRIガイドラインを参照している。⑤番はCSRコミュニケート社(2011)が2011年11月に東証1部上場企業134社を対象に収集した結果、112社(84%)のCSR報告書がGRIガイドラインを参照している。⑦番のKPMGあずさサステナビリティ社(2012)が2011年12月に日本企業の225社を対象に、CSR報告書を発行した企業197社のうちの76%の企業がGRIガイドラインを参照している。⑧番のWTO経済導刊ほか(2012)が2012年1月1日から2012年10月31日の間に中国の企業が発行した1001冊のCSR報告書を収集した結果、23%のものがGRIガイドラインを参照している。⑩番は程(2013)が2012年7月15日までに中国の外資系企業100社の96冊のCSR報告書を調査した結果、41%のCSR報告書がGRIガイドラインを参照している。

次は、図3-5の左軸の括弧(2位)のものについて説明する。①番の田中・長谷川(2007)では、日本企業1,698社を対象に調査した616冊の報告書のうち、国際的なガイドラインの参照率においてはGRIガイドラインが最も高く、180冊を参照し、全616冊のうち29%を占めている。同研究調査では、日本国内ガイドラインでは「環境報告書ガイドライン」(51%) (全616冊のうち313冊参照)が最も参照されている。国際ガイドラインでは、GRIガイドラインが最も参照されている。⑥番の国务院国有資産監督管理委員会(2012)(国資委と略す)は中国中央政府直轄企業(全117社)におけるCSR報告書を発行した71社を対象に調査を行った。その結果、GRIガイドラインを参照している割合が69%(49社)となり、国資委が作成した『中央政府直轄企業の社会的責任履行の指導意見書』を参照した割合75%(53社)に次ぐ、第2位となっている。『中央政府直轄企業の社会的責任履行の指導意見書』が最も参照されている理由は、中央政府直轄企業のCSR報告書を発行する際に同指導意見書に沿って作成することが義務づけられているからである。⑨番のEuropean

図 3-5 調査された CSR 研究における GRI ガイドラインの参照率の状況



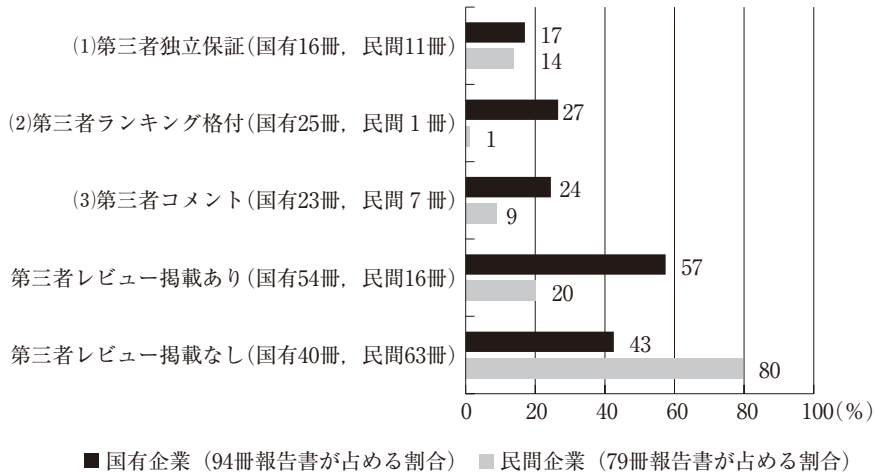
(出所) 先行研究の並べ方は文献の年代昇順によるものである。①田中・長谷川 (2007, 37ページ), ② KPMG (2011, 21ページ), ③ KPMG (2011, 21ページ), ④鐘宏武その他 (2011, 26ページ), ⑤ CSR コミュニケート (2011, 66ページ), ⑥ 国務院国有資産監督管理委員会 (2012, 4ページ), ⑦ WTO 経済導刊その他 (2012, 14ページ), ⑧ KPMG あずさサステナビリティ (2012, 8ページ), ⑨ European Commission (2013, 7ページ), ⑩程 (2013)。この中, ①, ④, ⑤, ⑧の文献では, GRI ガイドラインの参照率を明記していないが, 筆者が文献に調査された企業のサンプル数とガイドラインの参照数により, 参照率を算出し, 作成した。

Commission (2013) では, 欧州大企業の200社をサンプルに, GRI ガイドラインの参照率 (31%) がグローバル・コンパクト (32%) に次ぐ第2位であるが, 両者の参照率が非常に接近していることが示されている。同調査研究では GRI ガイドラインが欧州大企業にとって最も参照されつつあるガイドラインであると指摘している。

(4) 調査された国有企業約4割, 民間企業約8割が報告書における第三者レビューを実施しておらず

CSR 報告書では, 第三者レビューを通じて企業における CSR への取組の改善が期待される。それだけでなく, 第三者レビューを行うことにより, 企業では CSR 報告および報告書の作成を改善することが可能となる。図 3-6 は国有企業94冊と民間企業79冊の報告書における第三者レビューの掲載状況を示している。では, それぞれの第三者レビューについて見ておこう。それを(1)~(3)の分類に従えば, 国有企業では, 中国社会科学院「中国企業の社会的責任レポート—専門家ランキング格付委員会」の報告書に対する評価としては「(2)第三者

図 3-6 国有企業94冊と民間企業79冊の報告書における第三者レビューの状況



(出所) 各資料から筆者作成。

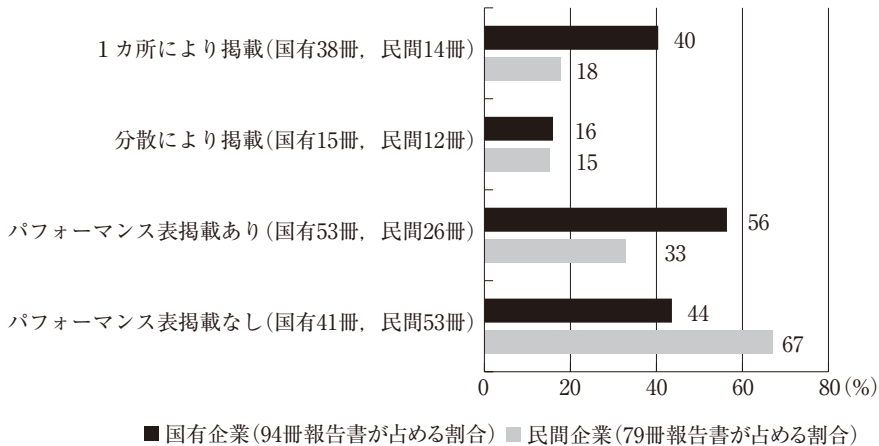
「ランキング格付」が最も多く、25冊（全94冊のうち27%）に上る。次に大学教授、専門家、NGO、有識者などによる「(3)第三者コメント」が23冊（全94冊のうち24%）である。そして、中国の国内外の監査・保証機関が実施する「(1)第三者独立保証」が16冊（全94冊のうち17%）を占めている。民間企業では、(1)第三者独立保証が最も多く、11冊（全79冊のうち14%）に上る。次に、(3)第三者コメントが7冊あり、全79冊のうち9%を占めている。(2)第三者ランキング格付は最も少なく、1冊のみである。

第三者レビューでは、1冊あたりに同時に複数のものを実施することがある。例えば、国有企業の中国建築工程社「2011サステナビリティレポート／社会的責任レポート」において、第三者独立保証、第三者ランキング格付、第三者コメントを行っている。また、民間企業の上海復星医薬社「2011年度企業の社会的責任レポート」において、第三者独立保証と第三者コメントを同時に実施している。しかし、調査された報告書では、第三者レビューの実施については、国有企業が40冊、全94冊のうち約4割のものが確認されなかった。民間企業では63冊、全79冊のうち8割のものが確認されなかった。田中（2012, 22ページ）は第三者意見として、「リスク管理の実態が読者に伝わったことで、CSRレポートの大きな役割が果たせた」と述べている。また、KPMG社（2011, 28ページ）は第三者レビューがステークホルダーや投資家に対してCSR報告の信頼性を向上させていると指摘している。今後、自社のCSR行動や報告書をより効果的なものとするために、第三者レビューによって得た意見をどのように取り入れていくかが重要となる。

(5) 調査された国有企業44%と民間企業67%の報告書におけるトリプルボトムライン（経済・環境・社会）パフォーマンス表を掲載しておらず

トリプルボトムライン（経済・環境・社会）パフォーマンス表は企業によって直近の取組のデータが表示され、ステークホルダーにとって当該企業がこれらの分野の取組を一目で確認できると考えられている。図3-7は国有企業94冊と民間企業94冊の報告書におけるトリプルボトムラインパフォーマンス表の掲載状況を示している。このうち、1箇所によるパフォーマンス表の掲載について、国有企業が38冊、全94冊のうち4割を占めている。民間企業が14冊、全79冊のうち約2割を占めている。また、1箇所にとまどめておらず、分散によるパフォーマンス表の掲載について、国有企業が15冊、民間企業が12冊に上っている。一方、国有企業の約4割（41冊）、民間企業の約7割（53冊）における報告書ではパフォーマンス表が確認されなかった。パフォーマンス表に記載されたデータを羅列することにより、企業の当該取組の現状を総括した上、今後の取組の改善にも役に立つと考え、企業はパフォーマンスを掲載することが望ましい。

図3-7 国有企業94冊と民間企業79冊の報告書におけるトリプルボトムラインパフォーマンス表の掲載状況

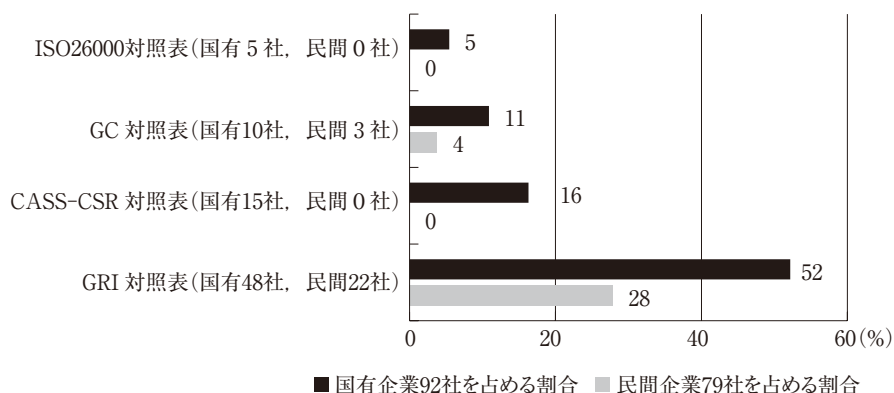


(出所) 各資料から筆者作成。

(6) 調査された国有企業と民間企業の報告書におけるGRI対照表の掲載が最も多い

図3-8は国有企業92社と民間企業79社のガイドライン対照表の掲載状況を示している。各ガイドラインの対照表掲載について、国有企業では、GRI対照表（48社）の掲載が最も多く、92社のうちの約半分を占めている。次に、中国社会科学院（CASS-CSR）対照表が15社あり、第2位となっている。そして、GC対照表が10社、ISO26000対照表が5社となって

図 3-8 国有企業92社と民間企業79社のガイドライン対照表の掲載状況



(出所) 各資料から筆者作成。

いる。民間企業では、GRI 対照表 (22社) の掲載が最も多く、79社のうちの約3割を占めている。また、GC 対照表を掲載したのは3社ある。調査された国有企業と民間企業においてはいずれも GRI 対照表が最も掲載されていることとなった¹¹⁾。

以上、国有企業100社と民間企業200社から入手可能となる CSR 報告書に基づいた分析を展開した。次は、集計された CSR 報告書に記載されている GRI ガイドライン対照表に基づく指標分析を展開する。

4. GRI ガイドライン対照表に基づいた指標分析

GRI ガイドラインについては、2000年に第1版、2002年に第2版、2006年に第3版、2011年に第3版のアップデート版である第3.1版を発行している。2013年5月にオランダのアムステルダムで開催された GRI の国際会議において、第4版が発行された。GRI ガイドラインは、企業は財務報告書などを除いて社会的責任情報を記載した報告書を作成すれば、企業同士の比較ができると言われている。GRI では「GRI 報告枠組みは、組織の経済的、環境的、社会的パフォーマンスに関する報告のための、一般に受け入れられる枠組みを提供することを意図している。」と記述され¹²⁾、どの企業や組織にも受け入れられる枠組みとして機能していることと考えられる。また、『経済観察網』の2011年の記事によると、GRI の Ernst Ligteringen 最高責任者が2011年のインタビューで、「GRI ガイドラインは無料のツールであり、あらゆる組織がこのガイドラインによる情報を公開すれば、これらの報告書をさ

11) CASS-CSR, GC, ISO26000のガイドライン名は図3-4の出所に明記されている。

12) ESG コミュニケーション・フォーラム版 (2011, 39ページ)。

らに比較することが可能となる。よって、様々なステークホルダーがより一層、異業種や同業他社の企業が経済、環境、社会の分野における優れたところと足りないところを明確に確認することができる」と指摘している¹³⁾。また、European Commission (2013) は2013年3月にEU大企業に関するCSRガイドラインの最新の調査報告で、EU大企業の200社をサンプルに、GRIガイドラインの参照率(31%)はグローバル・コンパクト(32%)に次ぐ第2位だが、両者の参照率が非常に接近していることを示している。また、GRIガイドラインを参照する企業がますます増える中、GRIガイドラインがEU企業にとって最も認知されるガイドラインの1つと記述している。この調査結果を受け、GRI組織の副行政長官 Teresa Fogelberg は「GRIガイドラインはEU大企業がサステナビリティレポートを作成する際に最も重要な枠組みとなるだろう」と述べている。GRIガイドラインが国際的に注目されたが、近年、中国においてもGRIガイドラインが注目されている。『経済観察網』の2011年の記事によると¹⁴⁾、GRIガイドラインは上海証券取引所上場会社232社のCSR情報公開において、モデル的なガイドラインとしてすでに使用されている。そのほか、『証券時報網』の記事(2013年2月26日)は次のように記述している¹⁵⁾。GRI中国地域総監の恵宇明によると、2012年末に、GRIはすでに「サステナビリティ・レポート・ガイドライン・バージョン3.1」並びに「食品加工業界補足ガイドライン」、「金融業界補足ガイドライン」の中国語版翻訳と公表の作業を実施したが、2013年2月25日に新たに中国語版「マスメディア業界補足ガイドライン」を発表した。中国におけるGRIガイドラインをより広範に知らせるための普及作業に取り組んでいる。

以上、企業のCSR行動におけるGRIガイドラインの役割を述べてきたが、以下では、調査された中国の国有企業100社と民間企業200社が発行した報告書において最も掲載されているGRIガイドライン対照表を対象に、国有企業48社と民間企業22社を選定して、企業のCSR行動への取組を分析する¹⁶⁾。その分析を行う前に、GRI3.1の概要について¹⁷⁾、それぞれのセッションには以下のように番号が振られている。

1. 戦略および分析 (1.1-1.2)
2. 組織のプロフィール (2.1-2.10)

13) この記事は (<http://www.eeo.com.cn/2011/0927/212651.shtml>) で確認することができる。

14) 前掲のURLで確認することができる。

15) この記事は (http://csr.stcn.com/content/2013-02/26/content_8118654.htm) で確認することができる。

16) 国有企業48社と民間企業22社の企業名は、後出の図4-3、図4-4に確認できる。また、企業では、「有限会社」、「株式会社」、「グループ」、「ホールディンググループ」という語を含む法人名が一般的であるが、集計された企業においてはこの4つの語を略す形で示されている。

17) ESGコミュニケーション・フォーラム版(2011, 3ページ)。

3. 報告要素 (3.1-3.13)

4. ガバナンス, コミットメントおよび参画 (4.1-4.17)

5. マネジメント・アプローチおよびパフォーマンス

その中で、ガバナンス (1-4) およびトリプルボトムライン(5)における指標は、中核指標 (重要であると想定される指標) と追加指標 (一部の組織にとっては重要と思われる指標) に分けられる¹⁸⁾。また、GRI ガイドラインを採用する企業には、どの指標を開示項目としたのかを対照表として報告書に掲載することが要請される。

本研究は企業が自発的に発行したCSR 報告書におけるGRI ガイドライン対照表に基づき、企業はGRI ガイドラインに定めた該当する指標を情報開示しているかを確認してそれぞれの指標を集計した。企業にとってGRI ガイドライン対照表に開示された指標は企業のCSR 行動への取組を客観的に評価する尺度である。企業はGRI ガイドライン対照表に該当した指標に関する取組があれば、該当した指標に関する開示があると考えられる。これに対して、企業はGRI ガイドライン対照表に該当した指標に関する取組がなければ、該当した指標に関する開示がないと考えられる。従って、本研究は企業によって開示されていないGRI ガイドライン指標は企業の取組がない指標と想定する。他方、指標によっては企業が取り組んでいるものの、GRI ガイドライン対照表に情報公開を行っていない可能性がある。

4-1 ガバナンス・経済的側面・環境側面・社会的側面における分析結果

(1) ガバナンス

まず、表の形式について説明しよう。表4-1はGRI ガイドライン対照表のガバナンスを「1. 戦略および分析」から「4. ガバナンス, コミットメントおよび参画」まで4項目に分類したものである。4項目の次の行は4項目を細分化した小項目である。次いで、表の「(指標数)」は、GRI ガイドラインにおいて当該項目の開示を求められている指標の数である。最後に、表の「国有企業 (指標平均値)」は、48社の国有企業に該当する項目に関する指標数を合計して、その合計数を48で除して、指標平均値が算出される。これと同様に、表の「民間企業 (指標平均値)」は、20社の民間企業の該当項目に関する指標数を合計して、その合計数を20で除して、指標平均値が算出されている。また、表の(指標平均達成率)では(指標数)に示されている各指標分野で(指標平均値)を除いて算出された達成率を表したものである(以下の表は同じである)。

表4-1は対照表の記載が明確であった国有企業48社と民間企業20社のうち、「1. 戦略および分析」から「4. ガバナンス, コミットメントおよび参画」までの報告要素について表

18) ESG コミュニケーション・フォーラム版 (2011, 4 ページ)。

表 4-1 国有企業48社と民間企業20社のガバナンスへの取組における比較¹⁹⁾

企業	1.戦略 および 分析	2.組織 のプロ フィール	3.報告要素					4.ガバナンス, コミットメント および参画				
	1.1- 1.2 の合計	2.1- 2.10 の合計	(3.1- 3.13 の合計)	プロフ ィール (3.1- 3.4)	バウン ダリー (3.5- 3.11)	GRI内 容索引 (3.12)	保証 (3.13)	(4.1- 4.17 の合計)	ガバナ ンス (4.1- 4.10)	コミッ トメント (4.11- 4.13)	参画 (4.14- 4.17)	
(指標数)	2	10	13	4	7	1	1	17	10	3	4	
国有 企業	(指標 平均値)	2.0	9.6	11.0	3.9	5.4	1.0	0.6	14.5	8.2	2.5	3.8
	(指標平均 達成率)	100%	96%	84%	98%	77%	100%	65%	85%	82%	84%	94%
民間 企業	(指標 平均値)	1.95	9.9	11.1	3.9	5.6	1.0	0.6	15.3	8.7	2.7	4.0
	(指標平均 達成率)	98%	99%	85%	98%	80%	100%	55%	90%	87%	88%	100%

(出所) 各報告書より筆者作成。

したものである。

では、ガバナンスの小項目の指標平均達成率について見ておこう。まず、「1. 戦略および分析」(1.1-1.2の合計) (国有企業100%と民間企業98%)と、「2. 組織のプロフィール」(2.1-2.10の合計) (国有企業96%, 民間企業99%)は9割以上となった。次に、「3. 報告要素 (3.1-3.13の合計)」(国有企業84%, 民間企業85%)と「4. ガバナンス, コミットメントおよび参画 (4.1-4.17の合計)」(国有企業85%, 民間企業90%)は8割を超え、高水準となっていることが確かめられる。表4-1の2行目の項目別においては、3.13の保証(国有企業65%, 民間企業55%)以外の項目は比較的高い達成率が確かめられる。ESGコミュニケーション・フォーラム版の3.13(付録1に明記)とは「報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。」と記載されている。つまり、企業が発行した報告書には第三者機関によるコメントや評価のプロセスを経た第三者による保証が必要である。今後、発行された報告書は積極的に第三者による保証の実施が望まれる。

(2) 経済的側面

表4-2は国有企業48社と民間企業22社の経済的側面の開示指標数と指標平均達成率を示し

19) 中国平安保険社と深圳發展銀行社のGRIガイドライン対照表ではガバナンスの指標が公開されていないため、20社のガバナンスを掲載した企業が集計された。

表 4-2 国有企業48社と民間企業22社の経済的側面への取組における比較

企業		経済パフォーマンス	市場での存在感		間接的な経済的影響	
		中核指標 (EC1-EC4)	追加指標 (EC5)	中核指標 (EC6-EC7)	中核指標 (EC8)	追加指標 (EC9)
(指標数)		4	1	2	1	1
国有 企業	(指標平均値)	3.1	0.6	1.6	0.9	0.9
	(指標平均達成率)	77%	60%	80%	94%	85%
民間 企業	(指標平均値)	2.9	0.7	1.5	1.0	0.9
	(指標平均達成率)	72%	68%	75%	95%	91%

(出所) 各報告書より筆者作成。

ている。経済的側面では「経済パフォーマンス」、「市場での存在感」、「間接的な経済的影響」の3項目に分けられている。このうち、間接的な経済的影響の「中核指標 (EC8)」における国有企業94%と民間企業95%、「追加指標 (EC9)」における国有企業85%と民間企業91%はいずれも高い平均達成率となった。これに続いて、「経済パフォーマンス (EC1-EC4)」における国有企業77%と民間企業72%、「市場での存在感の中核指標 (EC6-EC7)」においては国有企業80%と民間企業75%となっている。最後に、「市場での存在感の追加指標 (EC5)」における国有企業60%と民間企業68%は、他の項目と比較して、やや低い平均達成率である。

このように、「市場での存在感の追加指標 (EC5)」は「主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した性別ごとの標準的新入社員賃金の比率の幅」に関する取組や情報公開となっている。この項目の取組の平均達成率の水準はやや低い。この数値は、現地での従業員への待遇面できめ細かい配慮が必要であるという主張の裏付けになるであろう。

(3) 環境側面の比較

環境側面は表 4-3 の「原材料」「エネルギー」等の9項目に分けられる。全体的な傾向として、国有企業における「原材料の中核指標 (EN1-EN2)」(71%)、「エネルギーの中核指標 (EN3-EN4)」(72%)と「追加指標 (EN5-EN7)」(90%)、「総合の追加指標 (EN30)」(83%)はいずれも70%以上の平均達成率となり、比較的高い数値であるが、そのほかの項目の指標平均達成率が比較的低いことが確かめられた。一方、民間企業における「エネルギーの追加指標 (EN5-EN7)」(91%)の平均達成率は高いが、それ以外の項目の指標平均達成率がいずれも低いことが確かめられた。全体的な傾向として、低い平均達成率の項目が次のように整理される。その低い平均達成率の項目とは、「水の中核指標 (EN8)」(国有企業

表 4-3 国有企業48社と民間企業22社の環境側面への取組における比較

企業	原材料			エネルギー			水		生物多様性		排出物、廃水 および廃棄物		製品およびサービス		遵守	輸送	総合
	中核 指標 (EN1- EN2)	中核 指標 (EN3- EN4)	追加 指標 (EN5- EN7)	中核 指標 (EN8)	追加 指標 (EN9- EN10)	中核 指標 (EN11- EN12)	追加 指標 (EN13- EN15)	中核 指標 (EN16- EN17、 EN19- EN23)	追加 指標 (EN18、 EN24- EN25)	中核 指標 (EN26- EN27)	中核 指標 (EN28)	追加 指標 (EN29)	追加 指標 (EN30)				
(指標数)	2	2	3	1	2	2	3	7	3	2	1	1	1				
国有 企業	(指標平 均值)	1.4	1.4	2.7	0.5	0.9	1.0	1.1	3.5	1.4	1.2	0.4	0.5	0.8			
	(指標平均 達成率)	71%	72%	90%	50%	47%	49%	36%	50%	46%	61%	40%	52%	83%			
民間 企業	(指標平 均值)	1.0	1.3	2.7	0.4	0.6	0.5	0.8	2.6	1.4	1.3	0.4	0.3	0.6			
	(指標平均 達成率)	50%	64%	91%	41%	32%	25%	26%	37%	47%	64%	36%	32%	64%			

(出所) 各報告書より筆者作成。

50%、民間企業41%)と「追加指標 (EN9-EN10)」(国有企業47%、民間企業32%)、「生物多様性の中核指標 (EN11-EN12)」(国有企業49%、民間企業25%)と「追加指標 (EN13-EN15)」(国有企業36%、民間企業26%)、「排出物、廃水および廃棄物の中核指標 (EN16-EN17、EN19-EN23)」(国有企業50%、民間企業37%)と「追加指標 (EN18、EN24-EN25)」(国有企業46%、民間企業47%)、「遵守の中核指標 (EN28)」(国有企業40%、民間企業36%)となり、いずれも50%を超えない指標平均達成率となった。この集計結果から、今後、中国の国有企業と民間企業は水、生物多様性、排出物、廃水および廃棄物、遵守における更なる取組が望ましい。

各項目の平均達成率として、国有企業と民間企業を比較しておこう。国有企業は3項目以外は、いずれも民間企業を上回っている。その3項目とは、「エネルギーの追加指標 (EN5-EN7)」(国有企業90%、民間企業91%)、「排出物、廃水および廃棄物の追加指標 (EN18、EN24-EN25)」(国有企業46%、民間企業47%)、「製品およびサービスの中核指標 (EN26-EN27)」(国有企業61%、民間企業64%)である。

(4) 社会的側面の比較

表 4-4 は国有企業48社と民間企業22社の社会的側面の開示指標数と指標平均達成率を示している。社会的側面は表 4-4 に表示された「人権」や「社会」といった4項目に分けている。4項目では、「労働慣行と公正な労働条件」の指標全体 (LA1-LA15) (国有企業70%、民間企業74%) および中核指標合計 (LA-LA2, LA4-LA5, LA7-LA8, LA10,

表 4-4 国有企業48社と民間企業22社の社会的側面への取組における比較

企業	労働慣行と公正な労働条件		人権		社会		製品		
	全体合計 (LA1-LA15)	中核指標 合計 (LA1-LA2, LA4-LA5, LA7-LA8, LA10, LA13- LA15)	全体合計 (HR1- HR11)	中核指標 合計 (HR1-HR7, HR10- HR11)	全体合計 (SO1- SO10)	中核指標 合計 (SO1-SO5, SO8-SO10)	全体合計 (PR1- PR9)	中核指標 合計 (PR1, PR3, PR6, PR9)	
(指標数)	15	10	11	9	10	8	9	4	
国有 企業	(指標 平均値)	10.5	6.6	4.1	3.5	5.8	5.0	4.7	2.3
	(指標平均 達成率)	70%	66%	38%	39%	58%	62%	53%	57%
民間 企業	(指標 平均値)	11.1	7.3	5.0	4.4	5.4	4.6	5.2	2.4
	(指標平均 達成率)	74%	73%	46%	48%	54%	57%	58%	59%

(出所) 各報告書より筆者作成。

LA13-LA15) (国有企業66%, 民間企業73%) の指標平均達成率が他の3項目に比べやや高い達成率となっている。これに対し、「人権」、「社会」、「製品」の指標全体および中核指標合計の指標平均達成率は労働慣行と公正な労働条件に比較すると、やや低いことが確かめられた。

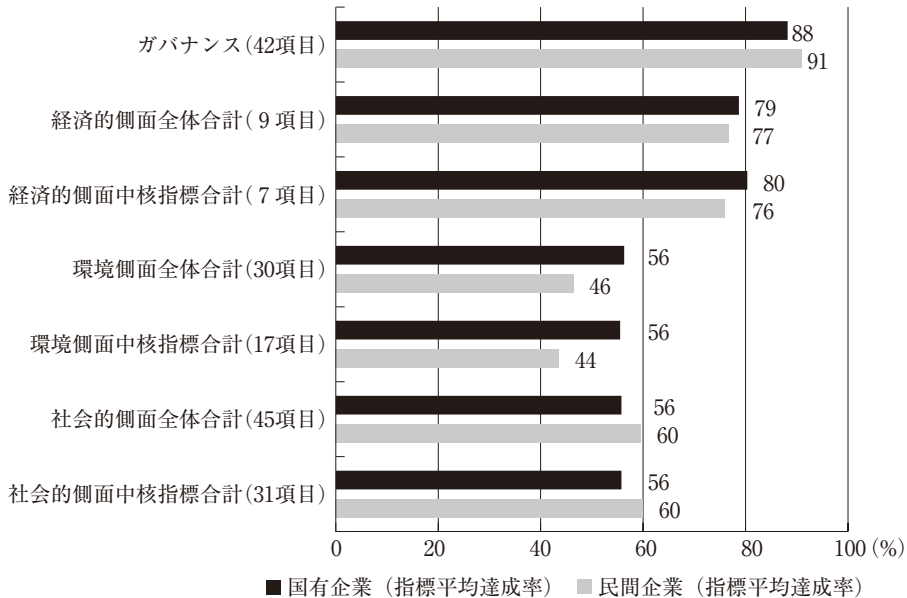
このように、「労働慣行と公正な労働条件」では従業員を中心とする取組の開示達成率が比較的高い。これに対し、「社会」では社会の地域コミュニティ、公共政策などの取組という指標平均達成率がやや低い。また、「製品」では、顧客の安全衛生やプライバシー、顧客満足度といった内容が網羅されているため、今後、製品やサービスに関する情報開示もしくは行動に一層取り組むことが望ましい。そして、指標平均達成率が最も低い「人権」では、人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー、人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員研修、差別の廃絶などの事案に関する企業のさらなる取組が望ましい。

(5) ガバナンス、経済的側面、環境側面、社会的側面における比較

図 4-1 は、表 4-1、表 4-2、表 4-3、表 4-4 の各企業の指標の開示数を合計して、GRI ガイドラインにおける当該側面の開示指標の項目を除いて算出された各側面の平均達成率を示している。

まず、ガバナンスとトリプルボトムライン（経済、環境、社会）の平均達成率を見ておこ

図 4-1 GRI ガイドライン対照表における指標平均達成率



(出所) 各報告書より筆者作成。

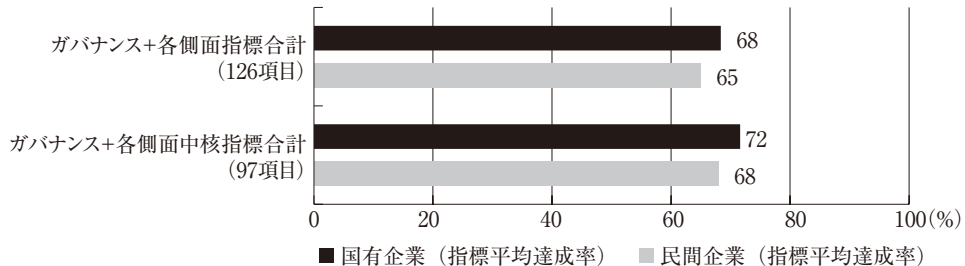
う。ガバナンス（国有企業88%，民間企業91%）がトリプルボトムラインの平均達成率と比較して圧倒的に高い。ガバナンスの指標平均達成率が高い結果から、企業のプロフィールや報告書要素といった指標を公開しやすい部分があるという要因もあり、ガバナンスの側面はトリプルボトムラインに比べ高い平均達成率となっている。次に、トリプルボトムラインでは、経済的側面全体合計（9項目）（国有企業79%，民間企業77%）と経済的側面中核指標合計（7項目）（国有企業80%，民間企業76%）は環境側面や社会的側面の全体合計および中核指標合計を大きく上回っている。また、ガバナンスとトリプルボトムラインでは、環境側面の指標平均達成率が比較的低いことが確かめられた。環境側面全体合計（30項目）（国有企業56%，民間企業46%）と環境側面中核指標合計（17項目）（国有企業56%，民間企業44%）となり、環境側面の取組が低いことが浮き彫りとなった。GRI ガイドラインの環境側面の指標では、使用原材料の量やリサイクル由来の使用量、直接的・間接的エネルギー消費量および削減量、水源からの総取水量、直接的・間接的な温室効果ガスの総排出量や排出量削減量といった、具体的な数量が示される必要がある。このことから、企業によっては環境保全を実施したものの、計算しにくいゆえに、情報公開を行っていない可能性がある。そうであれば、取り組んだ環境保全の具体的なデータはCSR 報告書で情報公開することが望ましい。環境保全およびCSR 報告を行うことにより、企業リスクの回避の手段として、ステー

クホルダーとのコミュニケーションを図ることが肝要である。邢秀鳳（2012）は中国企業の環境問題における喫緊の課題として、企業が自ら継続的に省エネ低排出の取組を深めると、企業の環境責任を推進できるような枠組みを構築することの2点を指摘している。今回のGRIガイドライン指標の環境側面の検証結果からも、中国企業による環境保全においてはさらなる取組が要求されることが明らかになった。

4-2 GRIガイドライン対照表の総指標と中核指標における分析

図4-2は、調査された国有企業48社と民間企業22社の各企業の指標の開示数を合計して、GRIガイドラインにおける当該側面の開示指標の項目を除いて算出された各側面の平均達成率を示している。ガバナンス+各側面指標合計（126項目）の指標平均達成率では、国有企業が68%、民間企業が65%となり、国有企業のほうがやや高い指標平均達成率となった。また、ガバナンス+各側面中核指標合計（97項目）の指標平均達成率では、国有企業が72%、民間企業が68%となり、国有企業のほうがやや高い指標平均達成率となった。この集計結果から、GRIガイドライン対照表の指標における集計結果では、国有企業の「ガバナンス+各側面指標合計（126項目）」と「ガバナンス+各側面中核指標合計（97項目）」の指標平均達成率が民間企業を3～4%上回っていることがわかる。

図4-2 総指標と中核指標の平均達成率の比較



(出所) 各報告書より筆者作成。

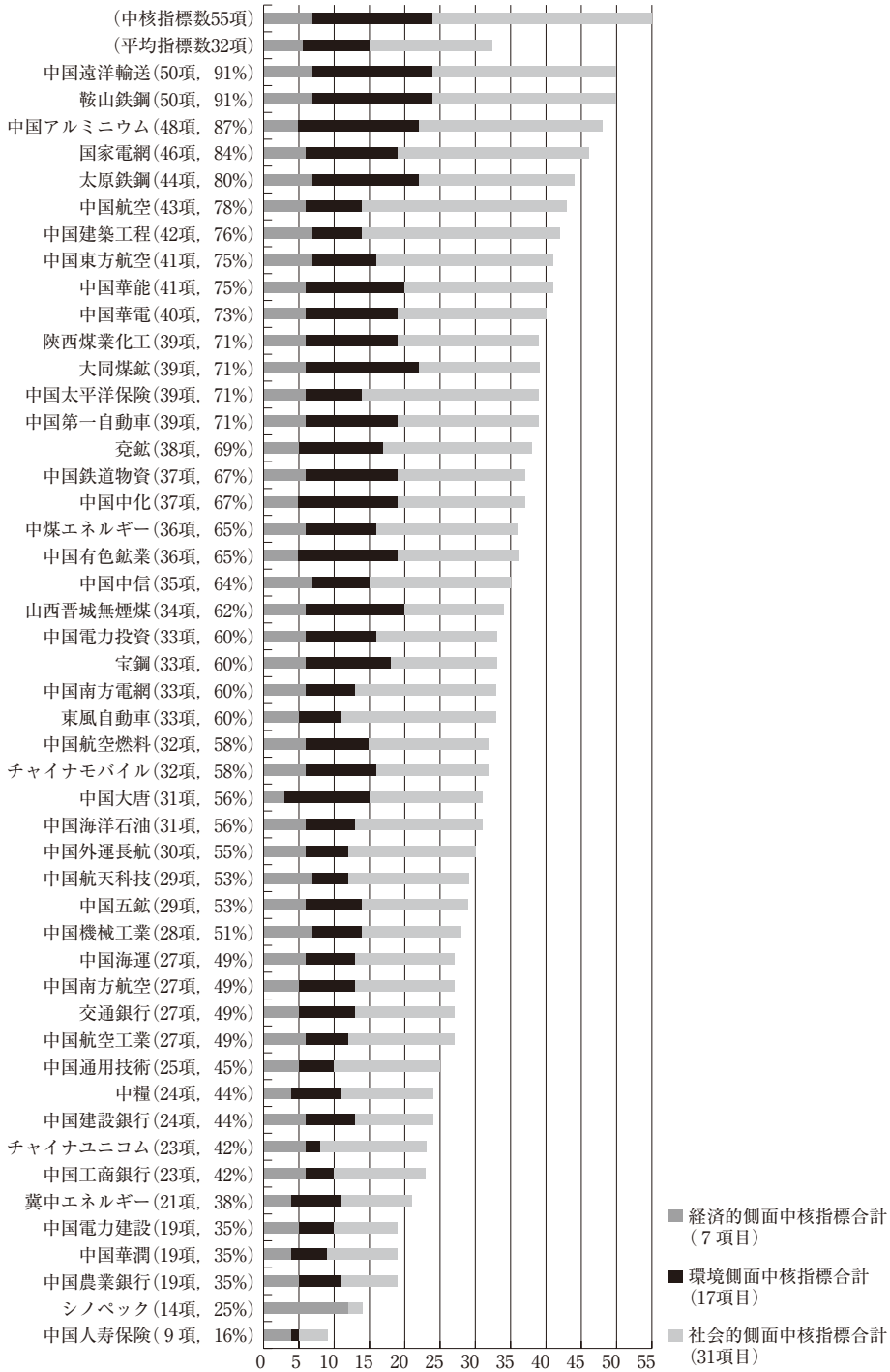
4-3 国有企業48社と民間企業22社の中核指標に関する分析

(1) 国有企業における経済的側面、環境側面、社会的側面の中核指標の達成状況

ガバナンスが企業自社内部のマネジメントであるゆえに、情報を開示しやすい部分があると想定される。ここでは、ガバナンスを除いて、経済的側面、環境側面、社会的側面に関する取組を比較することにする。その中、前述の中核指標（重要であると想定される指標）にも指摘したように、企業にとって重要である中核指標を中心に比較することにした。

図4-3は企業ごとの各評価項目の積上げ型のグラフで表わしたものである。図4-3から社

図 4-3 国有企業48社の経済的側面、環境側面、社会的側面の中核指標の達成状況



(出所) 各報告書より筆者作成。

会的側面の評価項目の開示数が経済的側面、環境側面、社会的側面におけるほとんどの企業の最も大きな構成要素となっていることが読み取れる。

経済的側面中核指標合計（7項目）、環境側面中核指標合計（17項目）、社会的側面中核指標合計（31項目）を合計して、55の指標平均達成率が半分以下の企業を見ておこう。中国海運（27項、49%）、中国南方航空（27項、49%）、交通銀行（27項、49%）、中国航空工業（27項、49%）、中国通用技術（25項、45%）、中糧（24項、44%）、中国建設銀行（24項、44%）、チャイナユニコム（23項、42%）、中国工商銀行（23項、42%）、キ中エネルギー（21項、38%）、中国電力建設（19項、35%）、中国華潤（19項、35%）、中国農業銀行（19項、35%）、シノベック（14項、25%）、中国人寿保険（9項、16%）の15社が挙げられる。この15社は全48社のうち31%を占める。今後この種の企業は経済的側面、環境側面、社会的側面における取組の改善が望ましい。

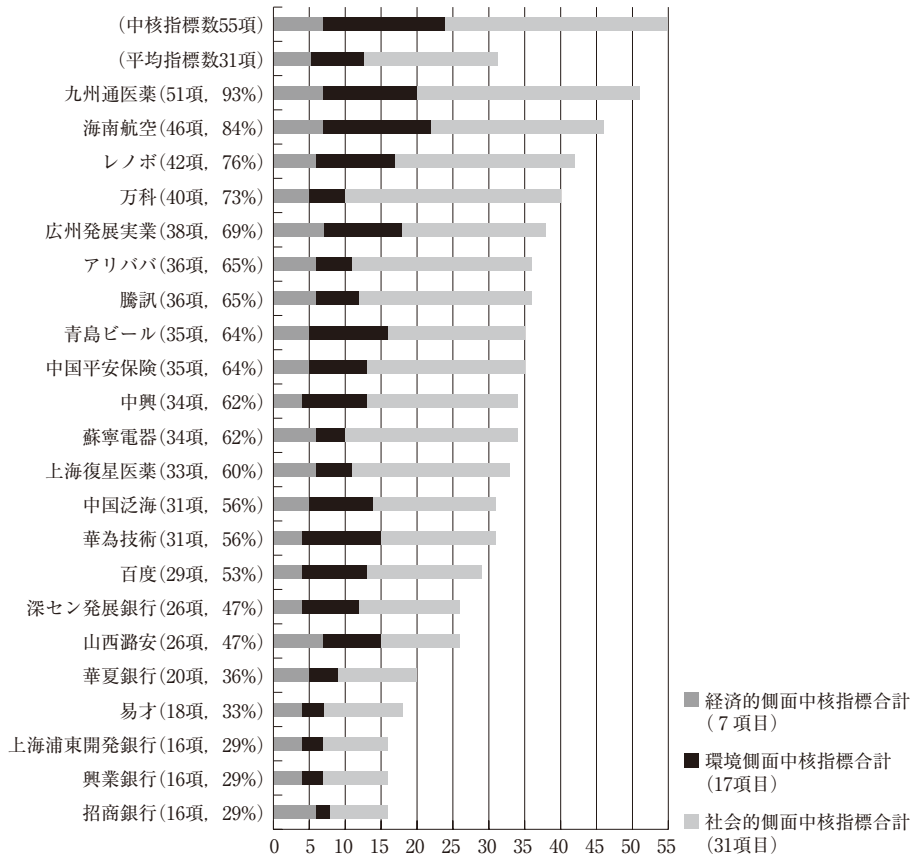
(2) 民間企業における経済的側面、環境側面、社会的側面の中核指標の達成状況

図4-4は企業ごとの各評価項目を積上げ型のグラフで表わしたものである。経済的側面中核指標合計（7項目）、環境側面中核指標合計（17項目）、社会的側面中核指標合計（31項目）を合計した、55の指標平均達成率を見ておこう。調査された22社のうち上位5社の九州通医薬（51項、93%）（医薬製造業）、海南航空（46項、84%）（航空運輸業）、レノボ（42項、76%）（電気機器）、万科（40項、73%）（不動産業・建設業）、広州發展実業（38項、69%）（エネルギー業）はいずれも第一次産業、第二次産業となった。調査された22社のうち55の指標平均達成率が半分以下の企業7社（全22社のうち32%）を見ておこう。深圳發展銀行（26項、47%）、山西潞安（26項、47%）、華夏銀行（20項、36%）、易才（18項、33%）、上海浦東開発銀行（16項、29%）、興業銀行（16項、29%）、招商銀行（16項、29%）が7社挙げられる。この中、山西潞安が石炭産業、易才がIT産業の2社を除き、ほかの5社がいずれも銀行を中心とする金融業である。この集計結果から、調査された22社では、第一次産業、第二次産業に比較的CSR行動への取組が見られるが、金融業をはじめとする第三次産業は比較的遅れを取っていることが確かめられた。

民間企業22社の55の中核指標平均達成率が半分以下は7社企業（全22社のうち32%）を占め、前述の図4-3での国有企業48社の55の中核指標平均達成率が半分以下の15社企業（全8社のうち31%）にほぼ匹敵することから、調査された国有企業48社と民間企業22社の経済的側面中核指標合計（7項目）、環境側面中核指標合計（17項目）、社会的側面中核指標合計（31項目）を合計した、55の中核指標平均達成率が半分以下の企業がいずれも3割ほどを占めていることが確かめられた。

GRIガイドライン対照表に基づいた指標分析では、ガバナンスにおいて高い達成率が現れ

図 4-4 民間企業22社の経済的側面、環境側面、社会的側面の中核指標の達成状況



(出所) 各報告書より筆者作成。

るが、ガバナンスとトリプルボトムラインとの達成率との間には差が見られる。この結果から、企業はCSR取組を企業のマネジメントの一環として、内部組織によってCSR行動を実施すると捉えることができる。一方、トリプルボトムラインにおいては、企業の情報開示もしくは取組は十分ではないと考えられる。

5. おわりに

本研究は、企業に求められるCSR行動の情報開示および説明責任、取組の範囲が拡大している中、企業により自主的に公表された情報やデータを活用した分析において、CSR行動の分析が展開された。本研究において、中国企業のCSR報告書の発行状況およびそれらの報告書に関する調査結果により、CSR報告書の作成回数の分布、CSR報告書のページ数の分布、CSR報告書に関する外部保証やコメントの有無、CSR報告書作成の際の国際と中

国国内のガイドラインの参照状況などの集計結果により、中国企業のCSR行動における情報開示を把握することができた。また、CSR報告書に記載されたGRIガイドライン対照表に基づいた指標分析などにより、中国企業のCSR行動におけるガバナンス、経済的側面、環境側面、社会的側面への取組が明確になった。

本研究の国有企業100社と民間企業200社における実証分析の主な結果は次のように整理できる。第1に、調査された国有企業約1割と民間企業約4割のCSR報告書におけるページ数が少ないことが確認された。第2に、調査された国有企業約1割と民間企業約5割のCSR報告書におけるガイドラインが確認されなかった。第3に、調査された国有企業約4割と民間企業約8割で第三者レビュー（独立保証、コメントなど）における作業が確認されなかった。今回の検証結果の類似した結論として、国务院国有資産監督管理委員会（2012）による中国の中央企業117社のCSR報告書の調査では、「中国企業の多くの報告書が中国語だけにより刊行され、CSR報告書の国際化が進んでいないことが記述されている。中国語だけの報告書ではグローバル経済の一員として自覚していないと指摘され、一部の報告書では参照ガイドライン、専門用語の説明、基本的な作成規範など改善する部分がたくさんある。そして、一部の報告書では公表のルートが確保されていないし限られているため、外部者がその報告書を入手することが困難となれば、報告書のコミュニケーションのツールとしての役割が果たせなくなる。」という中国企業のCSR報告書における課題を言及された。現在、多くの中国企業、とりわけ規模の大きな企業においては、CSR情報の公開の重要性を認識しつつある。しかし、企業によって随意的な考え方の基に刊行する報告書が少なくない。このような報告書はステークホルダーとのコミュニケーションを図るところか、企業自身のイメージ低下に繋がる可能性がある。とりわけ一部の企業では、報告書の量と質の両面において刊行するための刊行であり、真摯にステークホルダーと向き合う姿勢が見られないと言われている。今後、ステークホルダーと円滑なコミュニケーションを行うために、CSR報告書を用いて情報公開をすることが望ましい。とりわけ、CSR報告書を作成する際に、ガイドラインの役割をしばしば言及された。今後、中国企業はCSR行動やCSR報告によるガイドライン参照を推進することである。政府、経済団体、協会団体による企業の報告書作成へのサポートを行い、国際的ガイドラインや国内ガイドラインに基づいて行動の重要性を企業に提示することである。ガイドラインに基づいたCSR行動が企業の自身の利益と地域社会の経済発展の両面に有意義であることを企業に植え付けることである。

次に、GRIガイドライン対照表に基づいた企業のCSR行動におけるガバナンス、経済的側面、環境側面、社会的側面における分析では、国有企業48社と民間企業22社の環境側面に関する指標平均達成率が最も低いことが確認された。とりわけ、「水」、「生物多様性」、「排出物、廃水および廃棄物」、「遵守」における取組の不足が露呈された。また、国有企業48社

と民間企業22社の社会的側面に関する取組では、「人権」に関する指標平均達成率が低いことも確認された。本研究の分析結果は、中国企業のCSR行動への取組に対する側面ごとや項目ごとの改善に寄与したものである。と同時に、本研究の分析対象以外の企業が本研究の分析結果を参考とし、自社のCSR行動におけるパフォーマンスの改善として確かめることが可能である。

本研究の実証分析の結果として、企業のリスクマネジメントの精度が高められて、企業の持続可能な成長が可能となり、社会がより持続的な経済成長を図ることが期待される。中国社会・国際社会そして企業の持続的な相乗発展に向けて、中国企業がより一層CSR行動に尽力していくことを期待したい。また、中国企業のCSR行動への取組において、本研究の実証結果が参考のための一助となれば幸いである。

参考文献

- ESG コミュニケーション・フォーラム版 (2011) 「サステナビリティ・レポート・ガイドライン Version 3.1 ESG コミュニケーション・フォーラム版」(ESG コミュニケーション・フォーラム) 2-42ページ (http://www.esgcf.com/archive/pdf/a_guide-02.pdf) (2014年3月26日)。
- 越智信仁 (2012) 「ESG 情報の報告形態と監査・保証を巡る一考察」(『中央大学企業研究』第22号), 89-115ページ。
- 上妻義直 (2012) 「現実味を帯びてきた CSR 報告の制度化」(『一橋ビジネスレビュー』2012年夏号 SUM), 76-88ページ。
- KPMG あずさサステナビリティ (2012) 「日本におけるサステナビリティ報告2011」(あずさサステナビリティ社), 1-25ページ (http://sus.kpmg.or.jp/knowledge/newsletter/2012/_icsFiles/afieldfile/2013/02/07/r_azsus201204.pdf) (2014年3月26日)。
- 酒井正三郎ほか訳 (2012) 「価値発見の旅—中国企業の持続発展可能性報告書に関する研究—」(『企業研究』第21号), 241-301ページ。
- 坂本純一 (2012) 「地域環境診断による外部評価の活用」(『中央大学経済研究所年報』第43号), 475-495ページ。
- CSR コミュニケート (2011) 「CSR 報告書調査レポート2011」(株式会社シーラス&ゼネラルプレス) 1-72ページ (http://www.csr-communicate.com/content/themes/csr/img/2011_env_csr_report-3.1.pdf) (2014年3月26日)。
- 田中廣滋・長谷川智之 (2007) 「持続可能な企業統治におけるコミュニケーションの役割」, 田中廣滋編著『環境ガバナンスとコミュニケーション機能』中央大学現代 GP, 7-62ページ (<http://c-faculty.chuo-u.ac.jp/~hiroshig/governance.pdf>) (2014年3月20日)。
- 田中廣滋 (2012) 「北越紀州製紙株式会社 CSR REPORT 2012」(北越紀州製紙株式会社), 42ページ (http://www.hokuetsu-kishu.jp/pdf/csr/2012csr_report_j.pdf) (2014年3月26日)。
- 谷本寛治 (2012) 「序論：持続可能なマルチ・ステイクホルダー」企業と社会フォーラム編『持続可能なマルチ・ステイクホルダー』千倉書房, 2-15ページ。
- 程天敏 (2013) 「中国の主要企業における社会的責任報告書の機能分析」(『中央大学経済研究所年報』第44号) 671-695ページ。

- リン・ペイン, ロヒト・デシュパンデ, ジョシュア D. マーゴリス, キム・エリック・ベッチャー, 山本冬彦訳 (2006) 「8つの基本原則を検証せよ GBSC: 企業行動規範の世界標準」(『ハーバードビジネスレビュー』2006年3月号), 125-137ページ。
- Archie B. Carroll (1999), "Corporate Social Responsibility", *Business & Society*, Vol. 38, No. 3, pp. 268-295.
- European Commission (2013), 「An Analysis of Policy References made by large EU Companies to Internationally Recognised CSR Guidelines and Principles」, European Commission, pp. 1-19 (http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sustainable-business/files/csr/csr-guide-princ-2013_en.pdf) (2014年3月26日)。
- Frederick William C (1986), "Toward CSR3: Why Ethical Analysis is Indispensable and Unavoidable in Corporate Affairs", *California Management Review*, Vol. 28, No. 2, pp. 126-141.
- French Peter. A (1979), "The Corporation as a Moral Person," *American Philosophical Quarterly*, Volume 16, Number 3, pp. 207-216.
- Futerra Sustainability Communications, KPMG and SustainAbility (2010), "Reporting Change: Readers & Reporters Survey 2010", Futerra Sustainability Communications, KPMG, and SustainAbility. pp. 1-33 (http://www.futerra.co.uk/downloads/Reporting_Change.pdf) (2014年3月26日)。
- KPMG (2011), "KPMG International Corporate Responsibility Reporting Survey 2011", KPMG cutting through complexity. pp. 1-36 (<http://www.kpmg.com/Global/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/corporate-responsibility/Documents/2011-survey.pdf>) (2014年3月26日)。
- Shuili Du, C. B. Bhattacharya and Sankar Sen (2010), "The Role of CSR Communication" *International Journal of management reviews*, Volume 12, Issue 1, pp. 8-19.
- United Nations (2012), "Global Sustainability Panel", UNIC, pp. 1-102 (http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/66/700&referer=/english/&Lang=E) (2014年3月26日)。
- WTO 経済導刊・責揚天下 (北京) 管理顧問有限公司・北京大学社会責任与可持續發展國際研究中心 (2012) 「金蜂蜜中国企業社会責任報告研究2012」(WTO 経済導刊・責揚天下 (北京) 管理顧問有限公司・北京大学社会責任与可持續發展國際研究中心) 1-118ページ (<http://www.csr-china.net/attach.aspx?l=cn&contentid=81bc0dc6-0362-4592-a41b-b8de1f64819a&count=0>) (2014年3月26日)。
- 邢秀鳳 (2012) 『社会責任視域下の企業環境責任研究』山東人民出版社, 2ページ。
- 高宝玉・Rolf Dietmar・Andreas Edele (2012) 『中国地方政府推進企業社会的責任政策概覧 (Overview of CSR Policy Development by Local Government in China)』经济管理出版社, 7ページ。
- 鐘宏武・張蕙・翟利峰 (中国社会科学院経済学部企業社会責任研究中心) (2011) 『中国企業社会責任報告白皮書』经济管理出版社。
- 中国国務院国有資産監督管理委員会 (2012) 「2011年中央企業社会責任分析報告」(中国国務院国有資産監督管理委員会研究局) 1-18ページ (<http://www.sasac.gov.cn/n1180/n13307665/n13307681/n13307825/n14452102.files/n14452725.doc>) (2014年3月26日)。
- 李紅玉 (2012) 『企業社会責任信息披露効応研究』経済科学出版社, 63-65ページ。